

令和2年第1回（1月）臨時会

東伊豆町議会議録

令和2年 1月7日 開会

令和2年 1月7日 閉会

東伊豆町議会

令和2年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（1月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定について	5
○議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について	5
○議案第3号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）について	11
○閉会の宣告	16
○署名議員	19

令和2年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和2年1月7日(火) 午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定
について
日程第 5 議案第3号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算(第9号)
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 楠山節雄君 | 2番 | 笠井政明君 |
| 3番 | 稲葉義仁君 | 5番 | 栗原京子君 |
| 6番 | 西塚孝男君 | 8番 | 村木脩君 |
| 10番 | 内山愼一君 | 11番 | 藤井廣明君 |
| 12番 | 鈴木勉君 | 13番 | 定居利子君 |
| 14番 | 山田直志君 | | |

欠席議員(1名)

- 7番 須佐衛君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| 町長 | 太田長八君 | 副町長 | 鈴木利昌君 |
| 教育長 | 黒田種樹君 | 総務課長 | 梅原裕一君 |
| 企画調整課長 | 村木善幸君 | 税務課長 | 福岡俊裕君 |
| 住民福祉課長 | 村上則将君 | 住民福祉課参事 | 木田尚宏君 |
| 健康づくり課長 | 鈴木嘉久君 | 健康づくり課参事 | 齋藤和也君 |
| 農林水産課長 | 鈴木伸和君 | 農林水産課参事 | 国持健一君 |

観光商工課 観光商工係長	加藤宏司君	建設課長	齋藤匠君
建設課技監	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君	教育委員会 教務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前10時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、新年明けましておめでとうございます。

令和2年第1回臨時会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては新年早々より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名で、議員の定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

なお、7番、須佐議員から本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、報告します。

また、観光商工課長及び水道課参事より本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、あわせて報告いたします。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶いたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 改めまして、新年明けましておめでとうございます。

令和2年第1回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては年始早々の御多用の中、御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、2020年の穏やかな新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

恒例の元旦マラソン大会には、今年も多くの方の町民の皆様が参加されましたが、今年は残念ながら初日の出を見ることができませんでした。海岸沿いのコースを走り抜け、またさわやかな汗を流し、新年がスタートいたしました。

また、一昨日には、消防団が一堂に会した東伊豆町消防団出初め式が挙行されまして、本年の無火災・無災害を祈念したところであります。

稲取温泉では、早春の訪れを告げるイベントとして定着いたしております第23回雛のつる

し飾りまつりが今月の20日から始まりまして、今年も日本一を誇る素戔鳴神社の雛壇飾りや三嶋神社の雛壇飾りとともに、昨年から新たなまちおこしイベントといたしまして、商工会とNPO法人が連携いたしまして開催される雛フェスも加わり、町を挙げてにぎわいの創出に取り組んでおります。

さらに、1月26日から3月22日まで東海汽船大島航路が運航いたしまして、伊豆大島椿まつりや今年で30回記念を迎える河津桜まつりとの相乗効果によりまして、昨年を上回る来遊客が訪れることに大きな期待を寄せているところであります。

さて、本臨時会では、この消防団に関する条例の制定及び災害査定に伴う復旧工事等一般会計補正予算（第9号）の御審議をお願いするところであります。詳細につきましては、後ほど上程されましてから御説明を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、寒さも一段と厳しくなっております。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、体調を崩さぬよう健康には十分御留意いただきまして、御活躍を祈念申し上げます。臨時会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番、定居議員、14番、山田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定について

◎日程第4 議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について

○議長（村木 脩君） 日程第3 議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定の制定について、日程第4 議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定についてを一括議題とします。

町長から順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定について、議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例の制定につきましては、今後の消防団の組織、消防力強化等、組織改革を見据えた条例の見直しを図るものであります。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、ただいま一括提案されました議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定について、議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について、添付してございます資料により御説明させていただきます。

説明資料及び条例案をごらんください。

まず、今回の条例改正の背景でございますが、消防団の組織見直しに伴う消防団員の確保対策及び各地区消防団に設置されている支援団員の位置づけを明確にするため、現東伊豆町消防団条例を廃止し、新たに東伊豆町消防団設置等に関する条例及び東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を制定するものであります。

2、制定及び内容変更の理由。

現条例は、消防団の設置から消防団員の定数等、細部にわたった内容となっており、準則等に準拠し、また他市町の条文等を参考に条文等の精査を行い、見直すものであります。

設置条例の制定。

消防組織法に基づき、町に消防団を設置することについて、「名称」「区域」を示す内容となっております。

2、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定につきましては、1、これまでの団員を基本団員に位置づけ、基本団員のほかに災害時のみ出動することを基本とした機能別消防団員を新たに設けるものであります。

現在、各分団に属する支援団員の位置づけが曖昧になっていることや、新規入団者等の減少による団員確保が困難となっていることから、退団後において消防活動に協力していただける団員等を対象に、機能別消防団員として位置づけ、団員確保による消防力強化を図るものであります。

2、機能別消防団員は、災害時のみ従事することを基本としているため、条例において基本団員との身分、処遇等を明確に区分するため、年額報酬及び退職報償金を支給しないこととしております。ただし、災害時に出動した場合は、出動報酬を支給するものであります。

3、機能別消防団員については、活動の範囲による身分を勘案し、団員の定員の数に含めないこととしております。

4、消防団員の任用条件は、町内に居住する住民であることになっておりますが、消防団員等の確保に係る国の方針による柔軟な対応を踏まえ、町内に勤務する町外居住者について

も団員とすることができることを明記しております。

この条例につきましては、本年度末をもって退団する団員等を引き続き団員として確保し、消防力の強化を図るため、公布の日から施行し、適用するものであります。

議案第1号 東伊豆町消防団等設置に関する条例、附則。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(東伊豆町消防団条例の廃止)

2、東伊豆町消防団条例(昭和36年東伊豆町条例第56号)(次項において「旧条例」という。)は廃止する。

経過措置。

3、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより議案第1号及び議案第2号の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番(山田直志君) 先ほど説明を受けたばかりの話なんですけれども、いずれにしましても、条例を見直して設置条例等にかえるということの中で、330人体制から280人の消防団の体制になるということも含めてですけれども、そういうことを含めて先ほども申し上げたんですけれども、やっぱり単独消防から常備消防が広域になったという中での役割分担、また現状の消防団皆さん方の状況を勘案しての装備、役割の分担というものを早期に対応していかないと、人数を少し減らしただけで対応できるものではないというのが1つ、私は避けられない問題としてあると思います。

それと、先ほども言いましたけれども、全国的にやっぱりこの機能別消防団員ということの中では、災害時対応というものをしっかりと訓練、任務として位置づけて対応していくと

ということがなければ、これを設置する意味がまた変わってくるというふうに思うので、この点をどういうふうに取り組むのか、またいつまでにどう進めていくのかということについて、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 詳細につきましては、さっき全協で説明したんですけれども、またこれは担当課長から説明いたさせます。山田議員の言ったことは、これから当然やらなければならないこと、またやっていかなければならないことと考えておりますもので、その方向に沿った中でやっていきたい、またそういう中で団につきましては早急にやりたいという中で、ある程度を示した中で、今ちょっと延びるようなことを言っています。

その詳細は、まずは担当課長より説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、今、山田議員から御質問がありました、要は消防団の今後の組織とかのことにつきましては、平成28年度に広域消防が設立しまして、うちのほうに消防団員事務が来た時点で、私のほうから今後の消防団組織の見直しという形で案を提示させていただいております。

現在、団本部、それから各分団にそれを持ち帰って、どうなのかというのを検討させていただいておりますので、当初は28年から5年を目途に改革を進めたいということで行っていましたが、まだ各本部、それから分団において内容の熟成がされていないということで、できれば早目に、うちのほうとしては、その見直しに沿った形で分団の組織の見直しをしていきたいと思っております。

それと先ほど駿東伊豆消防本部、広域化になりまして、その中での支援体制が変わっております。それに伴いまして、当然、消防団の訓練等も見直しをしてございます。今までのように分団、消防団が真っ先に火を消すというのも大事なんですが、当然、消防署が来た、消防隊が来た時点ではそれに引き継ぐという支援体制というのも考えた訓練を現在行っております。

それと災害時、今これまでにつきましては、どちらかという火を消すほうに重点を置いた訓練を行って行いましたが、現在は、これから起こる大規模災害、特に地震、今年起こりました風水害等への対応ができる救助訓練、それも含めた中で、座学を含めて訓練を現在進めておりますので、御理解をお願いします。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 人数の減少の問題もあるんですけれども、やっぱり今後の町の消防団等においては、町民の災害時等の安心に対してどういう形に変わっていくのか、こういうふうにやるのが、ここに書いてあるように消防力の強化につながっていくんですよというふうなものが、こういう条例と本当はセットにそういうものが添付されてしかるべきだと思うんですよ。ただ条例を見直した、国やなんかの形に変えたという形だけで終わってはいけない話なので、今後そのところをしっかりとやっていただかないと、名前だけは消防力の強化のために条文制定をしたけれども、中身が伴わなかったということがないように取り組んでいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） この資料の中に公務の災害について、ごめんなさい、機能別団員が今度は設けられるわけなんですけれども、それとあと、この基本団員、この2つの位置づけが今度は明確になるわけなんですけれども、そこで負傷、もしくは災害時で死亡したときの補償が別に定めるという形になっているんですけれども、この内容については御説明していただけますか。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） これは、消防団員のけが等につきましては、現在、消防団員につきましては、掛金を掛けて全ての公務災害として扱っております。機能別消防団員については、先ほど言いましたように、今までは支援団員として位置づけられておりましたので、消防団員と同じような補償が受けられなかったものですから、今回きちんと条例で位置づけることにより、要は今現在の消防団員、今回新たに基本団員となりましたが、その団員と同じ補償が受けられるようになります。

以上です。

○14番（山田直志君） はい、了解。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 本日、示されたわけなんですけれども、この条例のほかに、やはり細則が定まっているんじゃないかと思うんですけれども、例えば8条とか14条、15条の処分の手続とかなんかにしても別に定めるというふうになっているわけなんですけれども、こういった件なんかにして細則が確定しているんじゃないかと思うんですが、それはまだ私どもにも

示されていないんですが、もう確定しているのかどうかに関してはお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 当然、条例をつくりますと、その後に規則というものがござい
ます。今現在どのような形がいいか、基本的には今までの条例の一部の文面がいくものと、新
たに今の国の基準に沿った形で、規則の見直しを行っている最中であります。

また、はっきりうちのほうで例規検討委員会等、諮った中で、決まりましたら議員の皆様
には提示したいと考えております。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定についての討論に入
ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第1号 東伊豆町消防団の設置等に関する条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定
についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第2号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定
についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）

○議長（村木 脩君） 日程第5 議案第3号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第3号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,512万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億3,532万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、災害査定が終了した復旧工事に関する国庫支出金や災害復旧債を増額措置しております。

次に、歳出の主な内容ですが、こちらも災害査定の結果を受けたワサビ田の水路等の復旧工事や、その他、観光施設の復旧工事を増額しております。

必要な財源配分を行った後、余剰財源を財政調整基金へ繰り戻し措置させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました議案第3号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）について、概要を御説明いたします。

令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,512万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,532万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、9目災害復旧費国庫負担金、補正前の金額に783万9,000円を追加し、783万9,000円といたします。1節公共土木施設災害復旧費負担金、細節1道路橋梁災害復旧費負担金783万9,000円の増は、災害査定の結果によるものです。

2項国庫補助金、9目災害復旧費国庫補助金、補正前の金額に1億4,529万9,000円を追加し、1億4,529万9,000円といたします。1節農林水産業施設災害復旧費補助金、細節1農業用施設災害復旧費補助金1億4,076万6,000円の増は、ワサビ田水路等の災害復旧工事や設計費に対する国庫補助金であります。細節2林業用施設災害復旧費補助金453万3,000円の増は、林道片瀬大付線災害復旧工事に対する国庫補助金であります。

18款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額から4,506万9,000円を減額し、2億9,435万9,000円といたします。1節、細節1財政調整基金繰入金4,506万9,000円の減は、今回の補正予算における歳入歳出予算調整後の余剰財源を基金へ繰り戻すため、減額するものであります。なお、補正後の財政調整基金残高は、約5億8,800万円となります。

21款1項町債、4目災害復旧債、補正前の金額に5,630万円を追加して、1億470万円といたします。2節公共土木施設災害復旧債、細節2公共土木施設補助災害復旧事業390万円の増及び細節3公共土木施設一般単独災害復旧事業1,680万円の増並びに3節農林水産業施設災害復旧債、細節1農林水産業施設補助災害復旧事業710万円の増、細節2農林水産業施設一般単独災害復旧事業2,740万円の増は、各災害復旧工事に対して災害復旧債を増額するものであります。

9ページ、10ページをごらん願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正前の金額に1億5,720万円を追加し、1億9,661万4,000円といたします。

事業コード1、農業用施設災害復旧事業、15節工事請負費、細節2から細節5及び細節7のワサビ田水路災害復旧工事、計1億4,890万円及び細節8の農道入倉線災害復旧工事580万円の増は、災害査定の結果により増額補正するものであります。

2目林道用施設災害復旧費、補正前の金額に713万2,000円を追加し、1,819万2,000円といたします。

事業コード1、林業用施設災害復旧事業、15節工事請負費、細節2林道片瀬大付線災害復

旧工事640万円の増につきましても、災害査定結果により増額措置するものであります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正前の金額から350万円を減額し、6,572万円といたします。

事業コード1、道路災害復旧事業、15節工事請負費、細節2、町道湯ヶ岡赤川線災害復旧工事350万円の減につきましては、国庫負担金決定により減額するものであります。

11ページ、12ページをごらん願います。

3項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目観光施設災害復旧費、補正前の金額に429万6,000円を追加し、1,356万6,000円といたします

事業コード1、観光施設災害復旧事業、15節工事請負費、細節1災害復旧工事429万6,000円の増につきましては、台風で被災しました池尻海岸遊歩道及びツリーハウスの復旧工事を行うものでございます。

恐れ入りますが、5ページ、6ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額54億7,019万9,000円に1億6,512万8,000円を追加いたしまして、56億3,532万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額54億7,019万9,000円に1億6,512万8,000円を追加いたしまして、56億3,532万7,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が1億5,313万8,000円の増、地方債が5,630万円の増、その他財源が75万9,000円の増、一般財源を4,506万9,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 資料も配付されておりますけれども、農林水産関係の災害関係のところをお伺いしたいんですけれども。

2つありますけれども、1つは、それらの、最終的にこれ、補助率等はどういうふうになったのかなという問題と、あともう一つは、受益者負担等の問題もありますけれども、これらの場所につきましても、それぞれの負担率やなんかはどういうふうな内容になっているのかということと、あと農業施設を災害の場合に、ワサビ田自身ということだけではなくて、

水路だとか通路だとか、いろんな関連施設の問題とかというのもあると思うんですけども、それらの問題も含めて対応はちゃんとされている形かどうかということをお伺いします。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（鈴木伸和君） ただいまの御質問ですが、まず順番にお答えいたします。

今回15号の台風ですけれども、激甚指定を受けておりますので、農業施設の工事につきましては、今、補助率が98%ということで現状決まっております。

それから、農地債につきましては、今、88%、それから、業務委託の、対象になる事業の係数が工事の査定額によって動くんですけども、その50%が国庫補助金になります。

それから、今、お話がありましたワサビ田の所有者の方とか受益者の方の負担ですが、補助金の100%というのはありませんので、今、説明した88%の国庫補助金の裏、いわゆる12%についてはそれぞれ受益者の方に負担をしていただくこととなりますので、これにつきましては、査定を受ける前にそれぞれ了解、承諾をいただいておりますので、その方々から債務として受け取るという形で今回の補正に入れております。

それから、3番目の問題ですが、今、農林水産省では、農業世界遺産に指定されたこの伊豆のワサビ田につきまして、考え方として、皆さんで使われる共有部分、いわゆる畦畔ですとか、今回にありますワサビ田に沿ってできている水路、それからワサビ田を守るための山側にある畦畔と含めた石積等は共同の皆さんの施設だという形で、農業施設という形で、今、98%と説明しましたけれども、それで補いましょうと。それで、面的なもの、ワサビ田そのものについては、それぞれ受益者があることですので、その方々が自分の自己負担を了解した上で、公共災害としてやられるのか、それとも全然自己の資金で自分で補修されるのかを選択していただいて、それで今回のように、要望のあったものについて公共災害として我々のほうで農地債として申請をしております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） ちょっと全体像ということからお伺いをしたいんですけども、今回の15号、19号の台風で、前回の補正も含めてまだ未定の部分もあると思いますけれども、相対的にかかった金額、それから国の負担金、補助金、これらのものを差し引いた町の持ち出しというのがどのぐらいになるのか、そうした持ち出しについて交付税算定みたいなものがあるのかどうか、その辺をわかる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） 事業の相対的なものというのは、ちょっとまだはっきりとつかめておりませんが、いずれにいたしましても臨時議会を含めた合計金額だということで、私どもといたしましては、今回の災害におきまして約1億の基金を取り崩しております。そんな中で、先ほどの激甚災害につきましては大きなものは98%ということで、補助裏については充当率が90で、その交付税算入については元利償還金の95%というふうな形ですので、ほぼ満額に近いものが国の補助、激甚によって何らかの支援を受けるというような形というふうに思っております。

それから、そういった災害を受けて、激甚以外のもの、いわゆる一般単独の災害については、公共土木については100%、それから農林漁業施設については65%の充当となっております、その一般単独の災害復旧事業債については、元利償還金の47.5%ということで交付税算入がございます。

それから、それ以外のものについては、今回の観光施設ですとか学校施設等も被害を受けておりまして、これについては当然ながら交付税の6%が特別交付税ということで、この趣旨というものがいわゆる特殊要因ということで、主に災害ですとか雪ですとか除雪、そういうものに充てられるということで、先ほどの全協の中でもお話しさせていただきました12月の特別交付税についても、通常2,000万ほどのものですが、今回、4,500万ということで、そういった形で今回のこの12月補正についても、3月の特別交付税が一番大きいんですけども、その辺でかなりの額を、約2分の1ですか、その辺を見ていただけるような形で財政当局としては申請を上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 当初は基金の取り崩し、本当に大きな金額が出ていくのかなというふうな心配をしていましたけれども、思ったほどということで安堵しています。

今後まだ未確定ということですが、大きな支出というのは想定がされますか。それとも、ほぼ完了という考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） 今回の御案内のとおり、農業災害、一番大きな金額になっておりますので、公共土木については、湯ノ沢草崎線ですか、そちらが国の査定を受けておりますけれども、今回のものが事業費としては一番大きなものですから、これ以外のものについて

は、ほぼないというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 建設課技監。

○建設課技監（桑原建美君） 今、総務課長のお話がありましたように、建設課分が被災を受けた湯ヶ岡赤川線については、もう既に歳入歳出のこれで議決いただくわけですが、一般単独でやられた倒木等の除却費、現在エコセンター裏に堆積しておりまして、まだ全てが運び込まれておりません。それについて、また後ほど議会の皆さんに提示するかと思いますが、ちょっと正直、今のところ概算的な金額も申し上げられない状況でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） 私、湯ノ沢草崎線と申しましたが、湯ヶ岡赤川線と訂正をさせていただきます。

いずれにしましても、倒木については金額的にもそんなに大きなものでないというふうに思っておりますので、災害査定を受けた内容が大きなものというふうに御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第3号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時06分